

## ◎ 生長の家青年会の年会費等の取り扱いについて

### 1. 入会（会員）

会員とは、「生長の家青年会会則」（平成 22 年 6 月 9 日一部改正施行の会則を指す。以下同じ）第 5 条にある会員の資格を満たし、生長の家青年会所定の手続きをもって生長の家青年会会長に入会の申し込みをし、会員として登録された人のことを言います。

### 2. 入会日

入会日は、「生長の家青年会・入会申込書」もしくは「生長の家青年会・入会申込書（中学生用）」の内容に基づいて、宗教法人「生長の家」において入会処理を行った時点とします。

### 3. 年会費

会員には、「生長の家青年会会則」第 5 条第 2 号の規定に基づいて、毎年 7 月に年会費 2,400 円を納めていただきます。年会費は毎年度 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの分とします。なお、いったん所定の手続きを経て納めていただいた年会費は返還いたしません。

ただし、中学生の会員については、年会費の納入を『日時計 24』の年間購読に替えることができます。

### 4. 年会費の納入方法

会員は、年会費の納入方法として、現金のほか、金融機関における本人名義の口座からの引き落としもできます。

### 5. 新規入会者の会費

新規入会者の会費は、入会月（入会日の月）から 3 月 31 日までの月割りとします。

入会月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会費金額	2,400 円	2,200 円	2,000 円	1,800 円	1,600 円	1,400 円
入会月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会費金額	1,200 円	1,000 円	800 円	600 円	400 円	200 円

### 6. 新規入会者の会費の納入方法

新規入会者の会費（月割り）については、現金による納入だけとさせていただきます。

### 7. 新規入会者の会費を全額返還する場合

「生長の家青年会会則」第 5 条にある会員の資格を満たしていないため、集計用紙にある申込日から 6 カ月経過後でも会員として登録できなかった場合は、「生長の家青年会・入会申込書」とともに、納入していただいた会費を生長の家青年会教区青年会を通して全額返還します。

### 8. 新規入会者の会費を一部返還する場合

事務手続きの過程で、納入していただいた会費と入会月による会費（月割り金額）に食い違いが生じた場合は、1 カ月あたり 200 円を生長の家青年会教区青年会から返還します。

### 9. 特典

会員には、「生長の家青年会会則」第 6 条の規定に基づいて、次の特典を付与します。

ただし、中学生の会員で、会費の納入を『日時計 24』の年間購読に替えた場合は、(2) の特典のみ付与します。

- (1) 生長の家総本山で祝福祈願した会員カードの付与
- (2) 生長の家総本山における祝福祈願（毎月実施）
- (3) 会員カードによる聖典等の割引サービス
- (4) 機関誌『生長の家』および『聖使命』新聞の直送

### 10. 退会日

退会日は、退会届等の内容に基づいて、宗教法人「生長の家」において退会処理を行った時点とします。

## 11. 年会費滞納による会員資格の喪失

「生長の家青年会会則」第7条第1項第6号の規定に基づいて、毎年10月31日までに年会費を納入しなかった場合、会員資格を喪失します。

ただし、中学生の会員で、会費の納入を『日時計24』の年間購読に替えた場合を除きます。

## 12. 聖使命会退会・昇天・転出による会員資格の喪失

「生長の家青年会会則」第5条第1号の規定に基づいて、聖使命会退会、昇天された場合は会員資格を喪失します。

## 13. 『理想世界ジュニア版』未購読による会員資格の喪失

中学生の会員で、会費の納入を『日時計24』の年間購読に替えた方が、『日時計24』未購読となった場合、毎年3月31日をもって、会員資格が喪失されます。

## 14. 登録住所等の変更

ご登録いただいた氏名、住所、電話番号が変更となった場合は、所定の届出用紙に必要事項をご記入のうえ、生長の家青年会教区青年会でお申し出ください。

## 15. 個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意

会員および入会を申し込まれた方は、入会申込書にご記入いただく、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等の情報（以下「個人情報」という）の収集・利用・提供および登録に関し、次の内容に同意していただきます。

- (1) 会員の個人情報は、布教活動の推進、会員の利便性の向上および統計資料の作成・分析等の目的以外には収集・利用しません。
- (2) 会員の個人情報は、(1)の利用目的の範囲で、宗教法人「生長の家」および被包括法人等（後掲「生長の家関係法人一覧」参照）で共同利用します。新たに情報を提供する法人が加わった場合は、機関誌またはホームページで公表するなど適切な方法でお知らせします。
- (3) 会員の個人情報の事務処理の一部を外部委託する場合があります。なお、外部委託する際は、必要な契約を締結し、適切な管理監督を行います。
- (4) 会員の個人情報に対して、必要な保護措置を行います。

## 16. 個人情報取り扱いの不同意

会員もしくは入会を希望される方が、この取り扱いに定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合、または入会申込書に必要事項の記入を希望されない場合には、会員登録はできません。したがって、その場合には会員の特典の提供もできません。あらかじめご了承ください。

## 17. 取り扱いを変更した場合の通知・告知

この取り扱いを変更する場合は、機関誌等を通じて、会員にその旨をお知らせします。

## ◎ 生長の家青年会の会員カードの取り扱いについて

### 1. 入会の手続きとカードの発行

- (1) 入会を希望される方は「生長の家青年会・入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、所定の会費を添えて生長の家青年会教区青年会を窓口として生長の家青年会会長へ申し込むものとします。「生長の家青年会会則」（平成22年6月9日一部改正施行の会則を指します。以下同じ）第5条に規定する会員の資格を満たしていることが確認された時点で、会員として登録され、会員証としてカードを発行いたします。
- (2) カードは、生長の家総本山で祝福祈願した後、会員へ直送されます。
- (3) カードは会員お1人に1枚付与されます。

### 2. カードの利用

- (1) カードは会員本人だけがご利用いただけます。他の人へカードを貸与または譲渡して利用させたり、担保として提供することはできません。
- (2) カードは宗教法人「生長の家」の本部事務所および総本山、各教化部、各本部直轄練成道場（生長の家国際練成道場を除く）の聖典頒布所でご利用いただけます。
- (3) 「生長の家青年会会則」第7条に規定する会員資格を喪失した場合、この取り扱いに反するカードの利用・取り扱いをした場合、もしくは会員が不正行為をした場合、そのカードは無効となります。

### 3. カードによる特典

- (1) カードを提示のうえ、聖典領布所でサービスポイント（以下「ポイント」という）付与対象の聖典等を購入した場合、ポイントを付与されます。ポイントは、あらかじめ設定した率を聖典等の購入価格に乗じて算出します。  
なお、原則として聖典領布所での購入時のみポイントが付与されますが、聖典領布所以外においても特別にポイント引換券（ポイント付与が受けられる券）をお渡しする場合があります。詳細につきましては、各聖典領布所へお問い合わせください。
- (2) 付与されたポイントは、翌日以降の聖典等の購入時に 1 ポイント=1 円換算で、購入代金の全部もしくは一部としてご利用いただけます。  
また、所定の手続きにより、1 ポイント=1 円換算で、グリーン募金に振り替えることができます。

#### 4. ポイントの制限

- (1) 現金でお支払いの場合だけ、ポイントを付与します。ポイントを購入代金の一部として利用した場合、そのポイント利用分は、ポイント付与対象外となります。
- (2) 聖典領布所で扱っている書籍等の中にはポイント付与対象外のものがあります。
- (3) 現金値引きによるお買い上げの商品については、ポイント付与対象外となります。
- (4) ポイントの換金はいたしません。

#### 5. ポイントの有効期間

会員資格を失うとカードは無効になり、ポイントは利用できなくなります。ただし、会員資格喪失から 12 カ月以内に再入会した場合、ポイント残高は復活します。

#### 6. ポイント利用の一時停止

コンピューター及び通信回線の障害等で、カードのご利用が一時的にできなくなる場合があります。

#### 7. カードの紛失・盗難等

- (1) カードの紛失・盗難等が発生した場合は、速やかに生長の家青年会教区青年会にご連絡いただき、カードの利用停止と再発行の手続きをしてください。
- (2) カードの利用停止手続き完了以前の第三者によるポイントの消失や不正利用については、一切の責任を負いません。

#### 8. カードの汚損・破損等

カードの汚損・破損等により会員の識別が不能となった場合は、所定の申請用紙に必要事項をご記入のうえ、生長の家青年会教区青年会にお申し出ください。カードを再発行し、機関誌送付先へお送りします。それ以外の住所への送付は行いませんので、あらかじめご了承ください。

#### 9. 登録住所等の変更

ご登録いただいた氏名、住所、電話番号が変更となった場合は、所定の届出用紙に必要事項をご記入のうえ、生長の家青年会教区青年会でお申し出ください。

#### 10. 取り扱いの変更・終了

- (1) 会員はこの取り扱いまたはサービスの内容を予告なく変更または廃止することをあらかじめ承諾するものとします。また、会員はこの取り扱いに変更があった場合、変更後の取り扱いに従うことをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 前号により会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

以 上  
(第 4 版・平成 22 年 12 月 1 日)